

● 許可申請に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
1.許可申請書		・申請者、工事の概要 等を記載	要	要	(省令第7条第1 項)
2.設計者資格 証明書	卒業証明書	・高さが5mを超える擁 壁の設置 ・盛土又は切土をする 土地の面積が1,500 ㎡を超える土地におけ る排水施設の設置	左記の設 計をする ときは要	左記の設 計をする ときは要	設計者の資格は、「3 -3 資格を有する者 の設計対象、設計者 資格」を参照のこと
	実務経歴証明 書				
	資格、免許等の 写し				
3.構造計算書		・擁壁又は崖面崩壊防 止施設の概要(注 1) ・構造計画、応力算定 及び断面算定	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・鉄筋コンクリート造、 無筋コンクリート造の擁 壁を設置する場合 (省令第7条第1項 第2号) ・崖面崩壊防止施設の 場合 (政令第14条、省令 第31条)
		・措置の概要、構造計 画、応力算定及び断 面計算等	-	備考に該 当する場 合は要	・土石の堆積を行う面 (鋼板等を使用したも のであって、勾配が10 分の1以下であるもの に限る。)を有する堅 固な構造物、又は、堆 積した土石の滑動を防 ぐため又は滑動する堆 積した土石を支えるた めの構造物を設置等す る場合 (省令第7条第2項 第2号、第32条)
			-	備考に該 当する場 合は要	・堆積した土石の周囲 にその高さを超える鋼 矢板等の設置措置を 講ずる場合 (省令第7条第2項 第3号、第34条第1 項第1号)

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
4.地盤、崖面及び 渓流等における 盛土の安定計 算書		・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書	備考に該当する場合は要	-	・災害の生じるおそれ 特に大きい土地において、高さ 15mを超える盛土をする場合 (省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4号)
		・盛土の安定計算書	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・渓流等において盛土をする場合
5.その他審査に 必要な書類	許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	
	委任状	・正本副本それぞれ申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印 ・実印の場合は印鑑証明書、自署の場合は住民票を添付	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・代理人が申請手続を行う場合 ・印鑑証明書・住民票は受付日より3ヶ月以内のもの（市町村経由する場合、市町村受付日より）
	土地・工作物登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地・工作物登記事項証明書	要	要	受付日より3ヶ月以内のもの（市町村経由する場合、市町村受付日より）（細則第6条第6号）
	大臣認定擁壁	・認定書 ・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	当該擁壁を使用する場合は要	当該擁壁を使用する場合は要	(政令第17条)

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
5.その他審査に 必要な書類	工事主の資力・ 信用に関する書 類	<p>〈共通事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書 ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証 明書 <p>〈個人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票又は個人番号 カード（番号を黒塗りし たもの）の写し ・最近3年間の所得税 の納税証明書 <p>〈法人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・事業経歴書 ・①役員の住民票又は 個人番号カード（番号 を黒塗りしたもの）の写 し ・発行済株式総数の 100分の5以上の株 式を有する株主又は出 資額の100分の5以 上の額に相当する出資 をしている者がいる場合 は、該当するものの上 記①及び当該株主の 有する株式の数又は出 資の金額が確認できる 書類 ・最近3年間の貸借対 照表、損益計算書、株 主（社員）資本等変 動計算書、個別注記 表及び法人税、法人 事業税の納税証明書 	要	要	（省令第7条第1項 第7号～第9号、細 則第6条第2号、第 3号）
	工事施行者の能 力に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項 証明書 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書 	要	要	（本法第12条第2 項第3号及び第30条 第2項第3号、細則 第6条第4号）

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
5.その他審査に 必要な書類	申請地及びその 周辺の写真		要	要	(省令第7条第1項 第6号)
	宅地造成、特定 盛土等及び土石 の堆積に関する 工事施行同意書 (印鑑証明書)	・宅地造成、特定盛土 等及び土石の堆積に 関する工事区域内の 土地またはその土地に ある工作物について、 造成事業の施行の妨 げとなる権利を有する 者の同意を得なければ ならない場合に、それら の者の同意を得たことを 証する書類(同意書、 同意者の印鑑証明、 同意者の資格証明書 (法人の場合))	要	要	妨げとなる権利とは所 有権、地上権、質権、 賃借権、使用貸借によ る権利又はその他の使 用及び収益を目的とす る権利等がある (省令第7条第1項 第10号、細則第6条 第5号)
	住民への周知措 置を講じたことを 証する書面 (注2)	○住民周知の範囲 ・(注3)の表に示す 範囲 ○開催方法毎の必要 書類 <説明会開催の場合> ・開催の周知範囲が分 かる位置図等 ・開催案内及び開催結 果が分かる資料(議 事録または議事要約、 説明会に用いた資料 等) <書面配布の場合> ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位 置図等 <掲示及びインターネットによる場合> ・掲示場所が分かる位 置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し (URL含む)	要	要	(省令第6条、第7 条第1項第11号) ・周知する工事の内容 ①工事主の氏名又は 名称 ②工事が施行される土 地の所在地 ③工事施行者の氏名 又は名称 ④工事の着手予定日 及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高 さ(土石の堆積の最大 堆積高さ) ⑥盛土又は切土をす る土地の面積(土石の 堆積を行う土地の面 積) ⑦盛土又は切土の土 量(土石の堆積の最 大堆積土量)

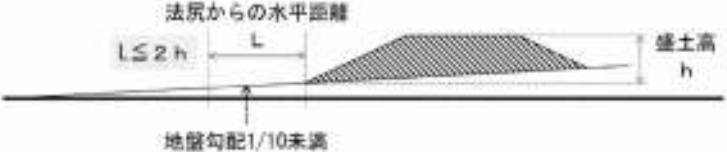
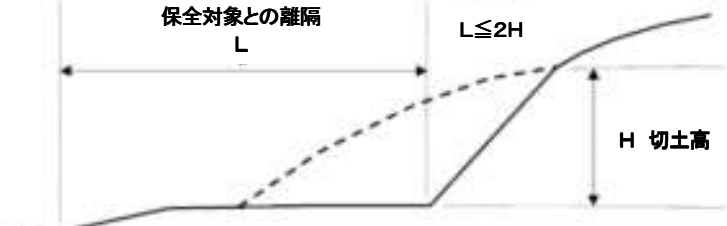
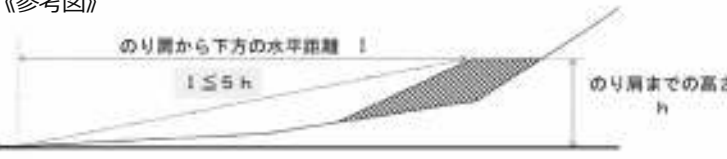
書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆積	
5.その他審査に必要な書類	工事主の誓約書 (注4)	・破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約	要	要	

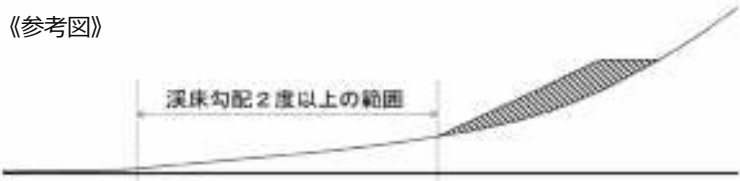
注 1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付して下さい。

注 2：次にあげる土地において政令第 3 条に盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。

・政令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地（溪流等）

注 3：

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<p>・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲）</p> <p>《参考図》</p>  <p>①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積</p> 
腹付け盛土	<p>・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲）</p> <p>《参考図》</p> 

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） 《参考図》 

注4：様式は、次の大阪府ホームページで公表しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/~>（準備中）

● 許可申請に必要な図書

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆積	
1.位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	(省令第7条第1項第1号)
2.地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)
3.平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土(赤色で着色)又は切土(黄色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	—	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
4.断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	－	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	－	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。(省令第7条第2項第1号)
5.排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	－	汚水・雨水を区分すること。 流量計算書及び流域図を添付すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号)
6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	－	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)
8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
9. 崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項第1号)
10. 崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項第1号)
11. 土地の公図の写し	・土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番を示すこと。		要	要	謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。 (細則第6条第7号)
12. 現況地番図	・同上		要	要	所有権者名及び地目を記入すること。
13. 排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	
14. 防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500 以上	要	－	
15. 防災施設構造図	・同上	1/50 以上	要	－	
16. 丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	(細則第6条第1号)